

平成21年度 第4回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成22年3月17日（水） 午前10時から11時30分まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 第1会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員> 12名

石塚幸夫、加藤良三、小嶋澄子、篠原昇、下條輝雄、鷹野吉章、
野沢邦江、宮島義和、見ル野一太、山崎隆、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（鎌田）、福祉保健部次長兼地域福祉推課長（三ヶ尻）、地域福祉推
進課長補佐（山崎）、地域福祉推進課（堀）

■ 傍聴者：なし

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について

（2）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

3 その他

4 閉会

■ 資 料 資料1 第3回福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

資料3 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 評価表（案）

■ 議事概要

事務局：皆様おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今より府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

本日の会議は委員15名中11名の出席をいただいておりますので、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。なお、欠席の委員さんは、太田委員、上野委員、岡田委員、十蔵寺委員の4名です。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして、進めさせていただきたいと思います。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

以上でございますが、不足などがございましたら、事務局へお申出願います。

なお、本日の会議には視覚に障害のある方と、聴覚に障害のある方がいらっしゃいますので、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださるよう、よろしく願いいたします。

それでは、2の議題以降につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思います。

いますので、よろしくお願ひいたします。

会 長：それでは、議事を進めさせていただきます。日程2の(1)会議録の確認について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：お手元の資料1、第2回福祉のまちづくり推進審議会会議録をご覧ください。先日委員の皆様へ郵送で送付させていただきました会議録について、発言者名を伏せるなどの修正をしたものです。よろしければ市政情報公開室、中央図書館、市ホームページで公開したいと存じます。

会 長：何か修正すべきことなどありますでしょうか。

よろしいでしょうか。なければ承認することといたします。

では、議題の(2)地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局：議題の(2)地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況についてご説明いたします。

まず、資料2「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について」をご覧ください。

「1 進捗状況の評価について」ですが、計画の実施状況について、事業ごとに管理・把握をしたいと考えております。

その状況を踏まえ、当審議会において評価をお願いしたいと考えております。評価の手法でございますが、事務局の案としましては、お手元の資料3「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 評価表(案)」をご覧ください。事業名と内容が一覧としてわかるような表を作成いたしまして、当該年度の実績をもとに評価を行っていただくということを考えております。

現段階で、このような方法で進めてよいか、ご意見を賜りたいと存じます。

次に「2 平成21年度の主要な取組の実施状況について」ですが、21年度に実施した主な事業を挙げております。

まずは(1)ユニバーサルデザインの推進です。これについては過去にいろいろご審議いただきましたが、福祉のまちづくり条例の改正を行いました。

経緯につきましては、審議会から改正の考え方についての意見提言をうけ、平成21年第3回市議会定例会で可決され、同年10月1日から施行しております。

内容につきましては、資料記載のとおりです。

2ページに移りまして、「イ その他の取組について」ですが、平成21年11月7日に味の素スタジアムで開催しました、市制施行55周年府中元気一番まつり・福祉まつりにおきまして、交通バリアフリー、福祉のまちづくり・ユニバーサルデザインを周知する展示を行いました。

次に、ユニバーサルデザインの一環として、様々なお客さまを迎えるための対応の方法などを記載したパンフレット「みんながまた来たくなるお店づくり」(東京都作成)の配布等を行いました。

また、職員研修や福祉環境整備事業助成金交付要綱を改正し、制度上の整備を行

いました。

「ウ 今後の取組について」平成22年度には、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした整備基準について、新たに施設整備ハンドブック及びリーフレットの作成を予定しており、広く市民や事業者などに制度の周知に努めたいと考えております。

次に、「(2) 府中新聞販売同業組合との地域の見守り活動に関する協定の締結について」でございます。

本市ではこれまでも地域包括支援センターや在宅介護支援センターを拠点としまして、「高齢者見守りネットワーク」などを実施してきましたが、高齢化の進行や地域社会の関係の希薄化による孤独死の問題、また高齢者や児童、生徒が犯罪に巻き込まれるという事件に対応するため、府中新聞販売同業組合と見守り活動に関する協定を平成22年1月28日に締結しました。

内容としまして、6社、22店舗の府中新聞販売同業組合の従業員は、日常業務において購読者や配達・集金ルート上の高齢者、障害者、児童・生徒その他の市民をプライバシーに配慮しながら「さりげなく」見守りを行うというものです。

具体的には、「新聞受けに新聞がたまっている」、「徘徊が疑われる」、「不審者の可能性がある」などの異変に気付いた場合、市に情報提供を行います。

また、事件が発生したような場合には警察、火災や生命の危機発生時は消防へ連絡するものでございます。

3ページに移りまして、「(3) 在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行」でございます。

こちらにつきましては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）に掲載してございますが、地域における介護予防支援事業の充実を図るため、市の業務委託により運営している在宅介護支援センターを平成23年度までに地域包括支援センターに移行するものです。

内容としまして、平成21年度3ヶ所、平成22年度3ヶ所、平成23年度5ヶ所を移行する予定となっております。

また、表での名称等は現段階での案となっております。

次に4ページに移りまして、「(4) 災害時要援護者対策事業」についてです。

こちらにつきましては、災害時の要援護者支援に、市民自らが、地域で積極的に取り組んでいくために、要援護者の情報を自治会や民生委員など地域の支援者に提供し、地域で出来る「安否確認」と「避難支援」の共助の仕組みづくりを行うものです。

まず、「ア 災害時要援護者名簿」についてですが、「名簿の対象者」としまして、

①から④の4つの類型を考えております。

①75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方

②介護認定で要介護3・4・5の方

③1～3級の障害者でひとり暮らしの方など

④上記と同様な状況にあると認められる方
です。

市で対象者を抽出し、名簿への登載について調査を行いまして、郵便で14,000通
弱発送し、3月11日現在約9,500通の返信があり、その中で登載の回答を大体
6,700いただいております。

名簿の提供先としまして、

①自治会

②民生委員・児童委員

③関係機関（警察署・消防署・消防団・社会福祉協議会）

④福祉関係支援センター（在宅介護支援センター・地域包括支援センター・地域
生活支援センター）を考えております。

また、自治会への名簿の提供にあたっては、個人情報保護の観点から府中市と災
害時要援護者名簿の取り扱いに関する協定を締結していただくこととしておりま
す。

次に「イ 支援の仕組み」についてですが、作成された名簿をもとに自治会長・
役員、民生委員・児童委員は、災害時要援護者宅を訪問していただきます。そし
て、要援護者ご本人やご家族の意向に沿って、ご近所から支援者を仲立ちし、決
めていきます。自治会に加入されている方については自治会長さんから、加入さ
れていない方については民生委員さんからのアプローチを考えております。

支援者に行っていただく支援の具体的な内容としましては、主に「安否確認」と
「避難支援」になります。

例をあげますと、

①震度5弱以上の地震が発生したとき、支援者は災害時要援護者宅に向かい、安
否確認を行います。

②避難が必要と判断した場合は、ご近所の協力を得て避難支援を行います。

その際、『救急医療情報キット』を持って避難します。このキットはA4の紙を丸
めて入れる筒になっており、その中に健康保険証のコピーですとか緊急連絡先や
医療情報等を入れておきまして自宅冷蔵庫に保管します。冷蔵庫にキットが入っ
ていることがわかるように、冷蔵庫の扉や玄関の戸の内側のところにステッカー
を貼っていただきます。

家屋の倒壊などにより、救出が必要な場合は防災機関の支援を待ちます。

③状況により避難が必要な場合は、一時集合場所（小中学校の校庭等）又は一次
避難場所（市立小中学校の体育館等）に避難します。なお、支援者は一次避難場
所で『避難支援カード』を提出して災害時要援護者の安否確認の報告を行います。

以上で平成21年度の主要な取組の実施状況についての説明を終わります。

ご意見、ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長：ありがとうございました。

資料2を中心としながら、進めていきたいと思えます。

まず、1の進捗状況の評価ですが、平成21年度の実績をふまえどのように評価していくかということです。今までの審議会では評価はあまりしていなかったので、評価をして次年度以降につなげていこうということで一歩前進かなと思っておりますが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員：職員研修の実施について、どのような職員を対象に、どれくらいの人が受講して、もし分かれば職員の何%くらいが受講したのでしょうか。

事務局：基本的には全職員を対象としているものが主ですが、新任職員の研修の一環で実施したり、一定年次の職員全員を対象として特別養護老人ホームへ実習に行くものがございます。手話通訳につきましては毎年20名程度募集し、何ヶ月かけて行っています。ほかにも認知症サポーターを養成する研修を全職員を対象に行っています。

委員：点字の研修も何人か受講されていますか。

事務局：一般の方向けには年1回実施しておりますが、職員を対象とする研修としては今のところ取り組めていない状況です。しかし、市から発送する郵便物についてはなるべく点字表記をしたり、ごみのカレンダーについてどのようにするか、ボランティアさんを含め、関係課で調整しているところでございます。

委員：日本で教えられている手話と海外で教えられている手話では違うそうなので、ユニバーサルデザインの見地から、手話研修のカリキュラムについてはいかがでしょうか。

会長：インターナショナルな手話と日本では関東・関西で異なり、3つ存在します。事務局いかがでしょうか。

事務局：日本で行われている関東圏の手話ということで実施しております。

委員：実際に海外の方でわからないという方がいらっしゃったので、ユニバーサルデザインの見地から重要だと思いました。

委員：通知を送って回答がきていないのが約4,000ありますが、これに対しての回答をくださいといった働きかけはどのようにされるのでしょうか。

事務局：未回答のなかには登録を希望しない方、判断のつかない方等いろいろあるかと思いますが、登録については随時受け付けておりますので、それについてのPRは今後努めて参りたいと考えております。

会長：PR、掘り起こしをぜひお願いします。

副会長：本人が希望した場合に登録する手上げ方式と、国などでは条例などを制定して希望に関わらず登録するやり方も提示されているかと思うのですが、府中市ではやはり希望した方を対象としてこのような仕組みを作っていこうということでしょうか。

事務局：今回市で希望を取るということにしたのはいくつかございまして、個人情報の問題もありますし、個人によって状況が違いますので、市の持っている情報だけでは判断がつかないということがあります。

例えば住民票では夫婦で世帯が別でも実際は同居されているということもあります。また、ご家族が同居されていても日中は不在で誰も支援の手がないということもありますので、手上げ方式とさせていただきます。

副会長：市の責任としてどのように考えられるのか非常に大事なところだと思いますので、個別状況、ニーズなどを適切に把握されたいと思います。

委員：名簿の提出先に自治会がありますが、府中市の自治会すべて含むのでしょうか。

事務局：基本的にはすべての自治会になるのですが、個人情報保護の観点から、市と災害時要援護者の名簿の取扱いに関する協定を結んでいただいた自治会のみ名簿を提供します。そうでない場合は市と民生委員さんのほうで対応させていただくようになります。

委員：府中市民で自治会に入っているのはどれくらいの割合でいらっしゃるのでしょうか。自治会がないところもありますので。

事務局：平成19年の調査では全体で約11万2千世帯ありまして、そのうち約7万1千世帯加入しておりまして、加入率は約63%となります。加入率は年々落ちていくようです。

委員：資料3の評価表で内容と実績とありますが、目標の記載があつて、それから具体的な実績という構成でもいいのかなと思います。

災害時の関係では、避難支援以前の話として、地震がきたときに建物が安全かどうか、市のほうでは耐震診断助成制度がありますけれども、安全であつてはじめて助けに行けるわけで、そこまで踏み込むかどうかという問題があります。

また、新聞販売同業組合との見守りの協定については、新聞を取っていない人のことを考慮しなければならないと思います。耐震診断の無料相談をしたときに、何で知りましたかと聞くと、新聞を取っていない人が結構いるのわかりました。

事務局：資料3については、いただいたご意見を参考にしながら、今後いろいろと検討して参りたいと思います。

耐震診断につきましては、担当部署でPRに努めさせていただいておりますが、今のご意見をお話させていただき、今後の参考とさせていただきます。新聞を取っていない人が多いということにつきましては、市の事業につきましては「広報ふちゅう」に掲載したり、ホームページでも掲載させていただいております。広報紙につきましては、文化センター、鉄道駅、ファミリーマートなどで配布し、また希望者には個別に配布しておりますので、そのようなところを含めましてPRしていきたいと考えております。

会長：見守り協定については、乳酸菌飲料業者が配達をするときに、毎日安否確認をするというもの、郵便局の配達員と契約を結んで配達のない時にも定期的に回っていただくというようなものもあります。

事務局：お話のありました乳酸菌飲料の配達については、社会福祉協議会にお願いしまして「おはようふれあい事業」ということで行っています。乳酸菌飲料を配達する際、声をかけ安否確認するというもので、週3回配達しており、対象は70歳以

上の病気がちな一人暮らしの方です。

委員：社会福祉協議会とヤクルトと民生委員さんでタイアップして行っております。70歳以上の病気がちな一人暮らしの方に、週3回乳酸菌飲料を届けながら声をかけ、安否確認をしています。

会長：あと高齢者の緊急通報システムは大きく民間協力、セキュリティ会社、119番方式の3つありますね。府中市ではどれが一番使われているのでしょうか。

事務局：府中市ではかなり前から緊急通報システムの事業を行っていますが、119番に通報するものです。細かな数字はないのですが、最近セキュリティ会社のものも入ってきております。また、障害者の方に対しても行っております。

委員：逃げることはできると思いますが、避難場所がわからない。また、緊急医療情報キットというのはどのようなものなのでしょうか。

事務局：避難場所がわからないということですが、市で「洪水ハザードマップ」と「地震ハザードマップ」というのを作って配布しておりまして、こちらに避難所が記載されております。

こちらが緊急医療情報キットのサンプルで、ペットボトルくらいの大きさにA4の紙が丸めて入るくらいの筒です。

委員：近くの文化センターが二次避難場所になっているのですが、避難してもトイレなどの移動で困ります。また、この建物は危険だということで、条例で強制退去を命令されるということはあるのでしょうか。

事務局：条例等でそこまでは規定しておりませんが、基本的に災害が発生した場合でも、ご自宅のほうが安全な場合はご自宅にいていただいかまわないと考えております。倒壊の危険性があるというような場合に避難していただきたいと考えております。

会長：資料で在宅介護支援センターから地域包括支援センターに移行していくということですが、大体3万から5万人につき1ヶ所設置できればよいとされていますが、府中市の人口からすると大体このような数になるのでしょうか。

また、災害時要援護者の名簿も引き継がれるのでしょうか。

事務局：地域包括支援センターへの移行は介護保険事業計画にも記載されているのですが、地域における介護予防支援事業の充実を図るため、市内にある在宅介護支援センターを順次地域包括支援センターに移行していくというものでございます。

名簿については、それぞれの担当地域のものを地域包括支援センターに移行していくものでございます。

委員：支援者による支援について、災害のレベル、内容によって支援者自身も危険に感じるような状況でも、支援者は支援するのでしょうか。その場合、支援者の誠意に任せるのでしょうか、それとも規制があるのでしょうか。

事務局：今回の要援護者の支援というのは、強制とか規制というものではございません。まず、支援者の方の身の安全が図れないときに支援というのは難しいと考えております。そこで、できれば支援者を複数お願いできないかという話を市の方では

させていただいるところですが、それでも無理な場合は市でもボランティア組織にお願いをし、支援していただこうと考えております。

委員：福祉計画の評価について、6年計画なので中間評価ということも考えられますが、単年度で行うということでもよろしいでしょうか。

評価の方法は記述式、5段階評価等どのようにされますか。また、評価の主体の問題で、事業の主管部課で評価をするのか、審議会で評価するのか。そのなかで、利用者の満足度というのは非常に重要だと思います。

評価というのは次の事業の改善につながる手段だと思います。評価をすることで、次の事業をどう良くしていくか、そういう仕組みづくりが必要だと思っています。

事務局：評価と事業の改善はご指摘のとおりで、それを目指していきたいと考えています。

実績と評価につきましても、事務局案としてこのように掲載しておりますが、最終的には審議会でご意見をいただきながら評価していきたいと考えております。

単年度で行うかということについては、計画は6年間ございますので、単年度だけで終わるのではなくて、中間あるいは全体でどうかということも最終的には評価していただきたいと考えております。

評価の方式は、5段階評価、パーセントの表示等いろいろあると思うのですが、検討させていただきたいと思います。

委員：評価は市民に公表するのでしょうか。

事務局：評価も公表したいと考えております。

委員：評価は主観的なものが入ってきますので、数値化できるものはしていただきたいと思います。

会長：利用者満足度調査のようなものができれば一番良いのですが、少なくとも達成度くらいは公表すべきだと思いますので、方法等について今後協議していきたいと思います。

副会長：評価については当然他の計画と足並みを揃えてされるのでしょうか。また、府中市の一般の事務事業の評価というのはどのようになっていますか。

事務局：福祉計画を構成する各計画にはそれぞれ担当している審議会、協議会がありまして、内容は委員さんのご意見により若干変わってくる可能性はありますが、今のところ同じようなかたちを考えております。

事務事業評価につきましては、政策総務部から各課に振り分けられているのですが、総合計画をもとにしまして毎年評価し、公表しております。

委員：緊急医療情報キットは、冷蔵庫が潰れたり、そこに行くまでが大変だったりするのではないのでしょうか。

事務局：どのご家庭にもあって、壊れにくく、入っていることがすぐわかるということで冷蔵庫に入れるということにしております。

委員：キットを持って避難するには丸いと転がったりするので、ひものようなものがある方がよい。また、中に入れる医療情報を記載した書類は濡れた時に破れないような工夫が必要ではないのでしょうか。

事務局：形状は冷蔵庫の扉のポケットに入るように筒状になっております。ひもも取り付けます。中の書類は情報に変更があればすぐ書き換えができるように紙になっております。

会長：ほかにごございますでしょうか。

事務局より次回の日程等についてお願いします。

事務局：次回の日程については、決まり次第通知させていただきます。

会長：ほかになければ本日の会議はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。